

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ホリスティック健康マイスター協会
- 3 代表者の氏名  
中嶋 研二
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市西三才8番地の12
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、新しい成熟社会における地域のホリスティック（全人的）な健康問題を解決する一方策として、生涯に渡る健康教育事業を行い、その学習成果を地域に活かせる人材（ホリスティック健康マイスター）を養成することによって、自他共に幸せな人生を送ることができることに、寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

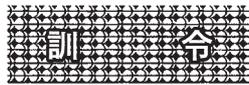
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほけっと
- 3 代表者の氏名  
大野 征子
- 4 主たる事務所の所在地  
上田市中央二丁目10番16号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、障害者や高齢者があたりまえに地域で暮らしていくことを支援する為に、福祉サービス事業を行い、以て地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

県民協働課



長野県教育委員会訓令第1号

事務局  
現地機関  
教育機関

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和27年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年1月1日から適用します。

平成27年1月15日

長野県教育委員会

訓令先中 「事務局  
教育事務所  
県立長野図書館  
県営総合運動場」 を 「事務局  
現地機関  
教育機関」 に改める。

様式第1号中